

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	社会資本整備総合交付金		担当部署	大臣官房		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度～		担当課室	社会資本整備総合交付金等総合調整室		室長 藤井 健		
会計区分	一般会計		施策名	40 総合的な国土形成を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等		関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。</p> <p><基幹事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、⑧ その他総合的な治水事業 ⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業</p> <p><関連社会資本整備事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p> <p><効果促進事業> 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	1,753,870	-	-	71,185	1,825,055			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット)	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
	各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載	-	-	-	※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み			
単位当たりコスト	225,604(千円/個)			算出根拠	平成22年度当初配分額(2,184,975百万円)/平成22年度に社会資本整備総合交付金が当初配分された計画数(9686個)			
事業所管部署による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				被災地の復興を推進する事業や東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災、減災等のための事業であり、「東日本大震災からの復興の基本方針」等と整合している。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災を受け、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき被災地の復興を速やかに進めるための事業であり、被災地のニーズと優先度の高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				地方公共団体が行う被災地の復興事業、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災、減災等のための事業について、地方公共団体の自由度が高い方法で支援するものであり、効果が高い。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				地方公共団体が作成する計画の内容を見て、交付金を執行することとする。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				地方公共団体が行う政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業に対し、総合的・一体的に国が支援する。				
他の事業と総合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				社会資本総合整備計画は、計画に掲げる目標を達成するため、複数事業をパッケージ化しものであり、3年から5年に亘って計画的に実施されるものである。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				社会資本整備総合交付金においては、これまで同様、交付決定等の手続きの円滑化等を図り、予算成立後、速やかに着手・執行を行う。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。